## 兵庫県公報

令和4年11月22日 火曜日 号 外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則(地域振興課)・・・・・ 1
- 告 示
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課)・・・・・・ 2

#### 公布された法令のあらまし

#### ◎兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則(規則第45号)

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立兵庫津ミュージアムの施設に展示している資料の観覧に係る料金の基準額を定めたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規則

兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年11月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県規則第45号

#### 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則(令和3年兵庫県規則第44号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第10条」を「第11条」に改める。

第3条第1項中「9時から18時まで(10月から翌年3月までの期間にあっては、9時から17時まで)」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。 ただし、有料展示施設にあっては、閉館時刻の30分前以降は、入場させないものとする。

- (1) 有料展示施設 9時30分から18時まで(10月から翌年3月までの期間にあっては、9時30分から17時まで)
- ② 有料展示施設以外の施設 9時から18時まで(10月から翌年3月までの期間にあっては、9時から17時まで)

第4条第2号中「第5条」を「第6条」に改め、「いう。」の右に「第5条の2及び第15条を除き、」を加える。 第5条の次に次の1条を加える。

(観覧券の交付)

- 第5条の2 条例第5条に規定する資料を観覧しようとする者は、観覧券の交付を受けなければならない。
- 2 観覧券の発売時間は、有料展示施設の開館時刻から閉館時刻の30分前までとする。

第6条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第7条及び第8条中「第5条」を「第6条」に改める。

第10条第1項及び第11条中「第6条」を「第7条」に改める。

第16条中「第9条第3項本文及び第4項」を「第10条第3項本文、第4項及び第5項」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附則

この規則は、令和4年11月23日から施行する。

告示

### 兵庫県告示第1385号の2

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南センター長から報告があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 日時

令和4年12月2日(金)午前10時から午前11時まで

2 場所

西宮市櫨塚町2番28号 兵庫県西宮庁舎 1階102会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社未来設計 代表者氏名 中 村 貴 文

事務所所在地 芦屋市東山町5番8号

免 許 証 番 号 兵庫県知事 (5) 第203495号

免許年月日 令和3年1月25日